

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月分）取手市国民健康保険税 仮計算表

区分【対象者】		計算方法		税 額
医療分（基礎課税額） 【加入者全員】	所得割	令和6年中の総所得金額等 基礎控除 [円 - 430,000円] × 0.075 ※加入者が2人以上の場合・・・ 加入者ごとに総所得金額等から基礎控除額を引いた額の合計に税率をかけます。	税率	A 円
	均等割	加入者1人につき 21,000円 × 人 ※高校生相当年齢以下の方は0円		B 円
	A+B= 円			① 円
	※課税年度限度額（660,000円）と比較して、少ない方が①となります。			
後期高齢者支援分【加入者全員】	所得割	令和6年中の総所得金額等 基礎控除 [円 - 430,000円] × 0.012 ※加入者が2人以上の場合・・・ 加入者ごとに総所得金額等から基礎控除額を引いた額の合計に税率をかけます。	税率	C 円
	均等割	加入者1人につき 10,000円 × 人 ※高校生相当年齢以下の方は0円		D 円
	C+D= 円			② 円
	※課税年度限度額（260,000円）と比較して、少ない方が②となります。			
介護納付金分【40歳～64歳の方】	所得割	令和6年中の総所得金額等 基礎控除 [円 - 430,000円] × 0.015 ※加入者が2人以上の場合・・・ 加入者ごとに総所得金額等から基礎控除額を引いた額の合計に税率をかけます。	税率	E 円
	均等割	加入者1人につき 8,000円 × 人		F 円
	E+F= 円			③ 円
	※課税年度限度額（170,000円）と比較して、少ない方が③となります。 ※年度途中で・・・40歳になる方は誕生月分（1日生まれは前月分）から課税 65歳になる方は誕生月の前月分（1日生まれは前々月分）まで課税			
年税額 ①+②+③				円

◆賦課期日現在（※年度途中に新規加入された場合はその世帯発生日現在）の世帯主と
国保加入者の所得合計が次の基準以下の場合、「均等割」が軽減されます。

軽減該当となる所得の基準（令和7年度版）	軽減割合
430,000円+10万円×（※①給与所得者等の数-1）	7割
430,000円+{305,000円×（加入者数+※②特定同一世帯所属者数）}+10万円×（※①給与所得者等の数-1）	5割
430,000円+{560,000円×（加入者数+※②特定同一世帯所属者数）}+10万円×（※②給与所得者等の数-1）	2割

※①一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（65歳未満で60万円超又は65歳以上で110万円超）を受ける方
※②同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行された方